

# 市民交通傷害保険に 加入しましょう

**市民交通傷害保険の契約期間は3月31日で切れます。現在加入している人は更新の手続きを、まだ加入していない人は新規加入の手続きをして、ますます多くなる交通事故に備えましょう。**

- る事故は対象になりません。
- 加入できる人は  
市内に住んでいる人、または市内に勤務している人。
- 保険の契約期間は  
4月1日から翌年の3月31日まで。1年ごとに契約を更新する。
- 保険料（掛け金）は  
1人1年間に480円。
- 保険金は
  - ・死亡(事故日から180日以内) は50万円
  - ・後遺傷害 30万円

- ・治療期間6カ月以上 6万円
- ・5カ月以上6カ月未満 5万円
- ・4カ月以上5カ月未満 4万円
- ・3カ月以上4カ月未満 3万円
- ・2カ月以上3カ月未満 2万円
- ・1カ月以上2カ月未満 1万円
- ・1週間以上1カ月未満 5千円
- ・1週間未満 2千円
- 加入の受け付けは  
毎日(土曜日は午後、日曜祭日を除く)午前8時30分から午後4時45分まで、市庁舎市民課窓口で受け付けています。

交通事故はますます多くなるばかり。交通事故で昨年1年間に市内で死亡した人が51人、負傷した人が2239人もありました。

市は、不幸にして交通事故で傷害を受けた人を救済するため、昭和42年から「市民交通傷害保険制度」を実施しました。この制度に対する市民みなさんの認識も年ごとに高まり、加入者もだんだん増え、44年度は人口の約16%にあたる約3万人が加入しました。

交通傷害保険は1年契約になっていますので、3月31日で契約が切れます。昭和45年度の受け付けを3月20日から行なっていますので、すでに加入している人は更新の手続きを、まだ加入していない人は万に備えひとりでも多く加入のしてください。

### 制度のあらまし

- 対象になる交通事故は  
自動車、原付自転車、軽車両などの車両による人身事故で、飛行機や船舶によるものと思われま

## 保険料が480円に

昭和45年度から市民交通傷害保険の保険料が480円になりました。

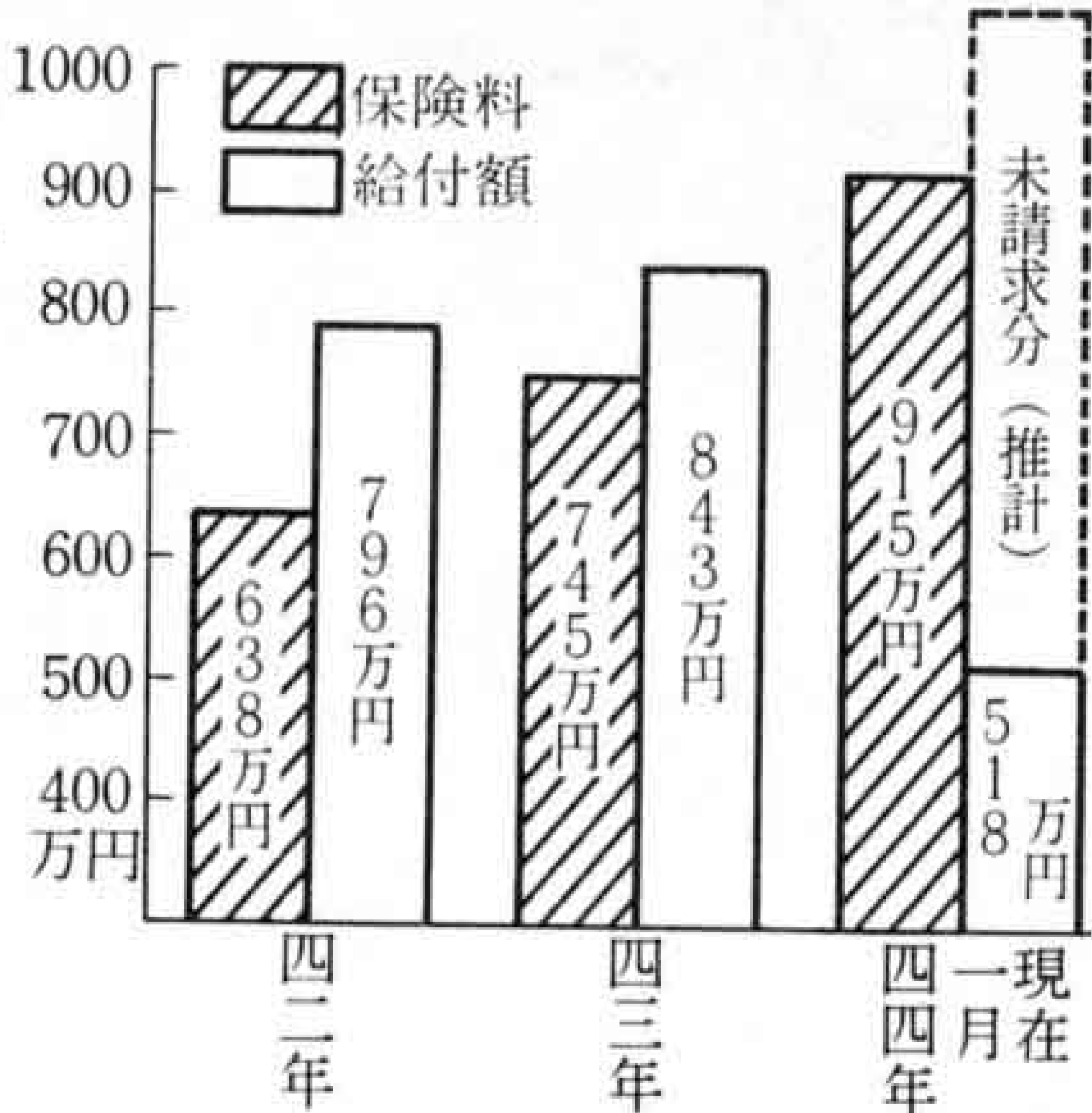
市民交通傷害保険制度は昭和42年に発足しました。加入者は42年が21,431人、43年が25,018人、44年1月までが29,517人と年ごとに増加しています。

しかし、交通事故も増加の一途をたどり、給付額がうなぎのぼり、別表のように42年が精算額638万円に対し給付額は796万円、43年が精算額769万円に対し給付額は843万円（請求期限が2年間ありますので、まだ相当ふえる見込）もありました。

なお、44年度は1月末日現在で精算額915万円に対し、給付額は518万円となつていますが、交通事故件数などからみて、最終的には1000万円を突破するものと思われま

るものと思われま。このように、毎年赤字決算のためやむをえずいままでの360円を、45年度から480円に値上げしたものです。

### 保険料と給付額対比



## 土地建物 の 無料相談

- ☑相談日時 4月7日午前9時から午後5時まで
- ☑相談場所 鷹岡公民館

- ☑相談内容
  - ・土地建物の売買
  - ・建物の設計
  - ・土地関係申請書類作成
  - ・道路関係申請書類作成
  - ・河川関係申請書類作成
  - ・建築関係申請書類作成